

無くそう！ 農地の無断転用！！

～大切な農地を守りましょう～

農地を農地以外の目的で利用する場合、農地法の許可手続きが必要です。

▼農地の転用とは？

農地を農地で無くすこと。例えば農地を住宅、工場、資材置場、駐車場、道路、山林(植林・クヌギ・杉・ヒノキ等)などの用地に転換することです。

▼許可はなぜ必要？

農地は食料の大切な生産基盤であるとともに自然災害防止等多面的な機能を併せ持ち、国土の狭い我が国にとって大切に守っていく必要があります。このため農地の転用には農地法による規制がかけられています。

▼対象となる農地は？

全ての農地(田、畑、樹園地、採草放牧地)が転用許可の対象となります。登記簿地目が農地であれば耕作されていなくても農地性(農地として活用できる状態)があれば農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、作物等を肥培管理されている土地も農地とみなされます。

▼一時的な転用は？

農地を一時的に資材置場、砂利採取、工所用仮設道水路、農地造成(農地の嵩上げ)等を行う場合も転用となり許可が必要です。

▼農業用施設用地として利用する場合には？

自己の農地の保全、または利用上必要な施設(耕作道路、用排水路、防風林等)に転用する場合にはその面積に関係なく許可を要しません。また、自己所有の農地を温室、畜舎、農機具倉庫等農業経営上必要な施設に転用する農地面積が200㎡未満であれば届出、200㎡以上であれば許可が必要です。

▼転用手続きの前に

転用する農地が農業振興地域内の農用地区域内にある場合、除外手続きをした上で転用申請を行う必要があります。

※除外申請については農林課にご相談ください。

▼無断で農地を転用すると…

工事中の中止や原状回復などの命令がなされたり、3年以下の懲役や300万円以下の罰金が科せられたりする場合があります。

※農地転用の詳しいご相談は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

パソコン教室(第5期) 受講生募集中！

山香中央公民館主催のパソコン教室の第5期(1・2月度)受講生を募集しています。教室は1月第2週より開講予定で、各コース共に全6回の教室となります。

コース名	曜日	時間
中級・応用	火	14:00～16:00
中級・応用	火	19:00～21:00
初級	木	9:30～11:30
初級	木	19:00～21:00

【内容】

初級:初心者向けの基本的な内容

中級:ワード・エクセル

応用:エクセル・ワードの応用とパソコン活用ほか

※申込み状況により、内容を変更する場合があります。

受講料・・・3,000円

※別途テキスト代が1,500円程度必要です。

定員・・・各コース7名

募集締切・・・12月21日(金)

申込み先・・・(講師)藤原家具マルチメディア事業部

☎090-3600-9774

競争入札参加資格審査 (物品・委託業務)のご案内

平成25・26年度に杵築市が発注する物品購入・委託業務等(建設工事・測量・設計コンサルタント業務等を除く)の入札参加を希望する事業者は申請書を提出してください。※書類の提出がない場合は、競争入札等に原則参加できません。

申請書や添付書類の詳しい情報については、杵築市公式ウェブサイトをご覧ください。

受付期間・・・平成25年1月4日(金)～31日(木)

※閉庁日を除く。

提出場所・・・本庁舎2階・契約検査課

有効期間・・・平成25年4月1日～平成27年3月31日

問い合わせ・・・契約検査課(☎0978-62-3131)

「観光交流センター」 (衆楽観)の指定管理者 を募集します

杵築市観光交流センターの指定期間満了に伴い、次のとおり指定管理者を募集します。

施設名・所在地・・・杵築市観光交流センター(杵築市大字杵築398番地1)

応募資格・・・安定した管理運営のできる法人・団体または共同企業体等

業務・・・施設・設備の運営や維持管理など全般

指定期間・・・平成25年4月1日～平成30年3月31日

募集要項等の配布・・・12月12日(水)～25日(火)

現地説明会・・・平成25年1月7日(月)

申請書受付期間・・・平成25年1月4日(金)～18日(金)

申込・問い合わせ・・・商工観光課(☎0978-62-3131)

土地・家屋に『異動』が あったときは届け出を

土地または家屋を所有している人で、家屋の新築、改築、用途変更(住宅を店舗に変更した場合等)、取り壊しをした人、土地の利用状況の変更をした人は、届け出が必要です。早めに、市役所税務課へ報告をお願いします。

また、家屋の取り壊しの確認ができない場合は、その家屋に対する固定資産税が引き続き課税されることがあります。なお、法務局で登記を変更したときは、市役所への届け出は不要です。

●家屋の取り壊し

家屋を取り壊した場合、法務局への届け出が義務付けられていますが、何らかの事情により届け出ができないときや、登記していない家屋の取り壊しがあるときは、「家屋取毀届出書」を、市役所税務課固定資産係に提出してください。

申込・問い合わせ・・・税務課(☎0978-62-3131)

マイナス 気温 4℃ が水道管が凍結・破裂する目安です

水道管の破裂を防止しましょう

冬季は気温の低下により、水道管の凍結や破裂が多発します。昨年は、水道管の破裂が相次ぎ、一部地域において、断水が数日間続いたという被害に見舞われました。水道管の凍結や破裂は、**気温マイナス4℃**が目安です。凍結し、破裂すると、水が出ないだけでなく、修理に多額の費用がかかります。冬本番を前に、十分な対策をしましょう。

【凍りやすいポイント】

屋外でむきだしになっている水道管や、風あたりが強い建物の北側にある水道管は要注意です。その他、水道メーターまわりなどにも用心してください。

【凍結を防ぐには？】

むきだしの水道管には、布切れや毛布などを巻き、その上にビニールテープなどを巻いて直接冷たい空気が触れないようにしてください。水道管に、はめ込むだけで簡単に取り付けられる保温材もありますので、市指定の水道工事業者にお問い合わせください。

ボール袋に入れて、メーターボックスの隙間に詰め込むのが効果的です。

【凍ってしまったら】
自然に溶けるのを待つか、タオルや布を巻いて、その上からゆつくりとぬるま湯をかけて溶かします。直接熱湯をかけると、水道管が破裂するおそれがあるので、ぬるま湯で気長に溶かしてください。



熱湯

【破裂したら】

止水栓を閉め、破裂箇所に布やテープなどを巻きつけて応急処置をしてから、市指定の工事業者に修理を申し込んでください。

【お問い合わせ】

上下水道課(電話0978-623131) / 山香上下水道係(電話0977-7512406) / 大田上下水道係(電話0978-522222)